

一般社団法人 日本アレルギー学会
総合アレルギー講習会規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本アレルギー学会(以下、「この法人」という。)の定款第4条第1号および第4号に基づきこの法人が主催する総合アレルギー講習会に関し、必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 総合アレルギー講習会(以下、「講習会」という。)は、総合アレルギー医の育成、研修、会員の生涯教育を目的とし、講義と実技を含め、年1回定期的に開催する。

(組 織)

第3条 講習会を実施するため、理事会は総合アレルギー講習会実行委員会(以下、「実行委員会」という。)を設置する。

2 実行委員会委員長の選任に関しては別に定める細則に基づいて行う。委員は各科(内科、小児科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科、基礎)および専門医制度委員会から実行委員会委員長が推薦し、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

3 講習会実行委員長は講習会会長を兼任するものとする。

(職 務)

第4条 実行委員会委員長は当該講習会の運営に当たる。

2 実行委員会は委員長を補佐しプログラム作成等を担当する。

(任 期)

第5条 委員長、委員の任期は、委嘱された日から当該講習会の会務報告がなされるまでとする。

(開催日)

第6条 原則として、この法人の学術大会の半年後とする。

(報 告)

第7条 委員長は、講習会の準備状況等について理事会、社員総会に適宜報告するものとする。

(補 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、総合アレルギー講習会について必要な事項は別に定める。

2 前項に定めのないことで講習会等の業務に支障を来す場合、直近の社員総会まで理事長が暫定措置を講ずることができる。

(規程の変更)

第9条 この規程の変更は、理事会の議を経て、社員総会の承認を要する。

附 則

この規程は、平成25年11月28日から施行する。

この規程は、平成29年6月16日から施行する。(一部改正)

総合アレルギー講習会実行委員会委員長選任細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本アレルギー学会（以下、「この法人」という。）総合アレルギー講習会規程に基づき、総合アレルギー講習会実行委員会委員長（以下、「委員長」という。）の選任に関し必要な事項を定める。

(選任時期)

第2条 委員長の選任は、開催する事業年度の2年前の理事会で行う。

(候補者選出)

第3条 委員長候補者の選出は基本的に立候補制とする。ただし立候補者がいない場合は理事長が推薦する。

(候補者資格)

第4条 委員長候補者は理事及び代議員とし、次の各号を全て満たさなければならない。

- (1) この法人の役員歴保有者、又は5期以上の代議員歴保有者であること。
 - (2) 学術大会会長又はその予定者と経験者を除く。
- 2 委員長候補者は、当該講習会が終了する時点において、満65歳を超えない者とする。

(立候補)

第5条 立候補には、次の各号に掲げる書類を、所定の期日までに理事会に提出しなければならない。

- (1) 立候補届（氏名、所属する施設名、生年月日）
- (2) この法人の理事2名からの推薦書
- (3) 履歴書・この法人の役員履歴

(選任方法)

第6条 理事会は、委員長候補者の中から1名を、理事の投票により委員長として選任する。

(細則の変更)

第7条 この細則の変更は、理事会の承認を要する。

附 則

1. この細則は、平成 26 年 7 月 4 日から施行する。
2. この細則は、平成 29 年 3 月 17 日から施行する。(一部改正)
3. この細則は、平成 30 年 3 月 15 日から施行する。(第 4 条の一部改正)